

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成27年12月10日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時47分

出席者 委 員 委員長 岡 賢 治

大 谷 好 一 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

長 芳 孝 入 野 登志子 海老原 恵 子

高 岩 義 祐

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 青 木 一 男 茂 呂 健 市 針 谷 育 造

広 瀬 昌 子 小久保 かおる 古 沢 ちい子

白 石 幹 男 平 池 紘 士 針 谷 正 夫

大 川 秀 子 大 武 真 一 福 富 善 明

福 田 裕 司

事務局職員 事務局 長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

主 査 福 田 博 紀 主 任 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設水道部長	鈴木	木	進
都市整備部技監	市川	悦郎	
大平総合支所長	小林	敏	恭
藤岡総合支所長	田中		徹
都賀総合支所長	青木	康弘	
岩舟総合支所長	大島	純一	
道路課長	田中	良一	
参事兼下水道課長	村上	隆一	
住宅課長	大野	和久	
建築課長	長		智
大平総合支所都市整備課長	齊藤	昌巳	
大平総合支所都市建設課長	牧野	修一	
藤岡総合支所都市建設課長	安生	光宏	
都賀総合支所都市建設課長	坂田	知司	
岩舟総合支所都市建設課長	水落	恒夫	

平成27年第5回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成27年12月10日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第131号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第141号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟総合運動公園）
- 日程第 3 議案第150号 損害賠償の額の決定について
- 日程第 4 議案第117号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第 5 議案第122号 平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第123号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第1号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（岡 賢治君） ただいまの出席委員は8名で定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（岡 賢治君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（岡 賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第131号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

長建築課長。

○建築課長（長 智君） おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第131号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。議案書は51ページ、議案説明書は43ページをお開きください。

最初に、議案説明書をごらんください。提案理由は、行政不服審査法の全面改正及び建築基準法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要といたしましては、審理員、栃木市行政不服審査会又は栃木市情報公開・個人情報保護審査会に提出された書面の写しの交付に係る手数料を設けること、栃木市情報公開・個人情報保護審査会に提出された書面の写しの交付に係る手数料を設けること、建築確認申請及び計画通知に係る構造計算適合性判定手数料を削り、構造計算適合性判定手数料に係る規定を改めること、建築物の移転認定申請手数料を設けること、マンションの建て替えに係る容積率の特例許可申請手数料を設けることとでございます。

参照条文は省略させていただきます。

続きまして、44、45ページをお開きください。条文の新旧対照表でございしますが、右のページをごらんください。別表第1の36の項及び37の項をそれぞれ38の項及び39の項とし、35の項の次に36の項及び37の項を新たに加えるというものでございます。これは行政不服審査法の改正に伴い、新たに設置される審理員、栃木市行政不服審査会における審査請求人等による提出書類等の写しの交付に係る手数料、行政不服審査会と同様に、審査請求の審査を行うこととなる情報公開・個人情報保護審査会への提出書類等の写しの交付に係る手数料を新たに加えるものです。

次に、建築基準法の一部改正に伴い、別表第2の1の項の中の構造計算適合性判定手数料及び1の2の項の構造計算適合性判定手数料を削るとともに、1の項にこれまで1の3の項に規定されておりました建築設備及び工作物に関する確認申請手数料を規定するというものでございます。

続きまして、48、49ページをお開きください。右のページ、4の項につきましては、法律の改正に合わせ文言の整理を行うものです。

続きまして、50、51ページをお開きください。右のページをごらんください。4の2の項につきましては、先ほどの1の2の項と同様に、構造計算適合性判定手数料を削り、これまでの4の3の項に規定されていたものを4の2の項に規定するというものでございます。

次に、法律改正に伴い、建築物の移転認定制度が創設されたことから、39の4の項として、認定申請に係る手数料を新たに加えるというものでございます。

次の41の項及び52、53ページの43及び44の項につきましては、法律の改正に合わせ文言の整理を行うものでございます。

続きまして、54、55ページをお開きください。右のページをごらんください。マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、マンションの建替えに係る容積率の特例許可制度が創設されたことから、46の項として許可申請に係る手数料を新たに加えるというものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、54ページをお開きください。附則といたしまして、この条例の施行日を建築基準法等の改正に伴う項につきましては、平成28年1月1日、行政不服審査法に関する項については、同年4月1日とするものでございます。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第131号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第131号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第141号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第2、議案第141号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟総合運動公園）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

水落岩舟都市建設課長。

○岩舟総合支所都市建設課長（水落恒夫君） ただいまご上程をいただきました議案第141号 指定管理者の指定につきましてご説明を申し上げます。議案書につきましては、68ページ、議案説明書につきましては、76ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、76ページをお開きください。提案理由でございますが、栃木市岩舟総合運動公園の管理を行わせる指定管理者を宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌエスリンク共同事業体に指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

それでは、議案書の68ページをお開きください。議案第141号 指定管理者の指定についてでございます。指定管理者の指定をすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるというものでございます。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市岩舟総合運動公園であります。2の指定管理者に指定する団体につきましては、所在地、宇都宮市今泉町847番地16、名称、宮ビルサービス株式会社・有限会社エヌエスリンク共同事業体、代表団体、宮ビルサービス株式会社、代表取締役、小矢島重男であります。3の指定期間につきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間であります。

以上で議案第141号 指定管理者の指定についての説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第141号 指定管理者の指定について（栃木市岩舟総合運動公園）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第141号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第150号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第3、議案第150号 損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

坂田都賀都市建設課長。

○都賀総合支所都市建設課長（坂田知司君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第150号 損害賠償の額の決定についてご説明をいたします。議案書は77ページ、議案説明書は92ページをお開きください。

初めに、議案説明書の92ページについてご説明をいたします。損害賠償の額の決定でございます。提案理由でございますが、栃木市大塚町地内において発生した公用車による交通事故について市の義務に属する損害賠償の額を決定することについて議会の議決を求めるものでございます。

次のページをごらんください。事故発生箇所の位置図でございます。主要地方道宇都宮栃木線の大塚町南交差点から市道B330号線を南下をしました市道B225号線との交差点でございます。位置図にバツ印がついた箇所について、事故現場でございます。

次に、議案書の77ページをお開きください。事故の概要について説明させていただきます。事故の発生日時につきましては、平成24年2月9日午後2時ごろでございます。栃木市大塚町地内の先ほどご説明をいたしました交差点において、北から南に向かって走行中、西から進入してまいりま

した原付バイクと衝突したものでございます。相手方は、左足の脛骨及び腓骨の骨幹部骨折で、事故当時全治6カ月の見込みでございました。しかし、平成25年3月にボルトの摘出の手術をいたしまして、その後リハビリ治療を行い、本年8月に栃木県国民健康保険団体連合会から損害賠償救済事務完了通知を受けまして、完治の確認をいたしたところでございます。

損害賠償の過失につきましては、損害事故示談に基づきまして、損害保険会社と協議をいたしまして、5割で交渉をいたしまして、相手方に応諾をいただいております。損害賠償の額といたしましては、自賠責保険への被害者請求により、損害賠償金として77万2,749円、治療費として42万7,251円、自賠責保険120万円と任意保険分治療費を過失割合5割分といたしまして11万1,927円で、合計金額が131万1,972円でございます。この金額131万1,972円を損害賠償の額に決定するため、地方自治法第96条第13項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。なお、損害賠償の条件といたしまして、市から損害賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申し立てをしないというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法をお願いいたします。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） ただいまの説明の中で割合という数字が出たのですが、その割合というのは何対何だったのですか。

○委員長（岡 賢治君） 坂田課長。

○都賀総合支所都市建設課長（坂田知司君） 過失の割合につきましては、5対5の割合でございます。

○委員長（岡 賢治君） いいですか。

○委員（大阿久岩人君） はい。

○委員長（岡 賢治君） ほかに質疑ありませんか。

大出委員。

○委員（大出三夫君） ここは大きな交差点ではなかったかと思うのですが、この交差点のその一時停止のこの標識というのは両方にあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○委員長（岡 賢治君） 坂田課長。

○都賀総合支所都市建設課長（坂田知司君） 一時停止の標識につきましては、バイクが進入してきましたB225号線、東西の通りについては、一時停止の標識がございます。公用車が走行していました南北の通り、B330号線につきましては、規制はございませんでした。

以上です。

○委員長（岡 賢治君） よろしいですか。

○委員（大出三夫君） はい、結構です。

○委員長（岡 賢治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第150号 損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第150号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第4、議案第117号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げは省略していただいて結構であります。

田中道路課長。

○道路課長（田中良一君） ただいまご上程いただきました議案第117号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）のうち、所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、82、83ページをお開きください。8款1項1目土木総務費についてご説明いたします。補正額596万9,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや、人事院勧告を踏まえ、その差額分について増額補正するものであります。以下、職員課所管の職員人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、2目建築指導費についてご説明いたします。補正額202万8,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。建築指導事業費につきましては、改正建築基準法の施行に伴い、

構造計算適合性判定の申請件数が当初の見込みを下回るため、構造計算判定手数料を減額するものであります。

次に、84、85ページをお開きください。2項2目道路維持費についてご説明いたします。補正額1億130万1,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の市道維持管理費（栃木）につきましても、市道等の側溝清掃等を実施するため、道路補修作業員賃金、市道の樹木管理、道路維持舗装補修を実施するための道路管理等委託料、9月の豪雨災害で発生した残土を処分するための土砂処分委託料、市道等の補修に必要な原材料を購入するための市道補修用資材費及び側溝等の補修に必要となる交通安全施設補修用資材費を増額するものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費（栃木）につきましても、惣社町の惣社東産業団地内の市道B305号線舗装補修工事を実施するための費用を増額するものであります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましても、栃木地域及び大平地域においてカーブミラーの設置要望等が多いため、交通安全施設整備工事費を増額するものであります。

次の市道維持管理費（大平）につきましても、大平町地内の市道において緊急に実施する舗装補修や小破修繕等に不足が生じたため、業務委託料を増額するものであります。

次の市道維持管理費（藤岡）につきましても、道路補修業務について自治会等から多くの補修要望を受けておりますが、特に大雨により排水機能の悪かった場所や傷みの激しい道路等を補修するため、委託料を増額するものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費（藤岡）につきましても、舗装の損傷が激しい西前原工業団地内市道F3-285号線の舗装修繕工事費を増額するものであります。

次の市道維持管理費（都賀）につきましても、市道交差点の道路照明6カ所及び東北自動車道、北関東自動車道の市道横断ボックス内の照明18カ所を補修するための道路照明灯維持補修費が主なものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費（都賀）につきましても、舗装の破損が激しい臼久保地内市道T③-187号線の舗装補修工事を増額するものであります。

以上、2目までの説明となります。

○委員長（岡 賢治君） 坂田都市建設課長。

○都賀総合支所都市建設課長（坂田知司君） 続きまして、3目道路新設改良費についてご説明いたします。

補正額524万1,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の市道F1-15号線外道路改良事業費（藤岡）（新井新田）につきましても、今年度実施予定の工事終点部の道路用地が寄附されたため、当初予定の工事延長が延伸されたことにより、道路改良工事費を増額するものでございます。

次の市道T56号線（合戦場工区）道路改良事業費（都賀合戦場）につきましても、測量設計等委

託料の執行残による減額でございます。

次の市道 I 139号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、社会資本整備総合交付金事業により、市道拡幅事業を進めておりますが、JR 両毛線に接続する丸川橋について、JR 東日本株式会社との協議の結果、改築工法、施工方法等の検討を行う必要が生じたため、設計業務委託料を増額するものでございます。

次に、86、87ページをお開きください。3項1目河川総務費についてご説明いたします。補正額150万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。河川維持補修事業費につきましては、9月の関東・東北豪雨により被災した惣社町地内の思川右岸に設置されました排水樋門のゲートを修繕するため、増額するものでございます。

次に、88、89ページをお開きください。4項5目公園費についてご説明いたします。補正額4,122万8,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の都市公園等管理費（栃木）につきましては、9月の関東・東北豪雨により被災した公園内の清掃に伴う作業員賃金及び復旧のための維持修繕費を増額するものでございます。

次の総合運動公園施設整備事業費につきましては、当初予定しておりました総合体育館給排水改修工事を公園施設長寿命化支援事業採択後に延期するため減額し、緊急性の高い体育館雨漏り等を補修するための工事費を増額するものでございます。

続きまして、歳入所管関係部分につきましてご説明をいたします。42、43ページをお開きください。13款2項6目1節土木管理手数料につきましては、206万7,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。確認申請等手数料につきましては、改正建築基準法の施行に伴い、構造計算適合性判定の申請件数が当初の見込みを下回ることにより減額するものでございます。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明をいたします。6ページ、7ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正のうち、関係所管につきましてご説明をいたします。下から3段目の平成27年度岩舟総合運動公園管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、平成28年度から平成32年度までの5年間、総合運動公園の管理運営を指定管理者に委託するため、平成27年度末までに委託業者と協定を締結する必要があることから、管理運営委託の期間と限度額を設定するものでございます。

次の平成27年度被災住宅再建等利子補給につきましては、平成27年9月関東・東北豪雨による被災住宅再建等利子の補給の申請を行った者に対し、平成27年10月から平成32年9月までの5年間継続して交付するもので、318万7,000円でございます。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

入野委員。

○委員（入野登志子君） よろしく願いいたします。

ページ数で89ページなのですけれども、総合運動公園施設整備事業費の中で、今の説明をいただきましたが、予定していたものは延期するため、緊急性の高い雨漏りの修理をするということでありましたけれども、体育館のほうの給排水改修工事費は当初の予定からも入っていましたけれども、ここは排水の関係でしょうけれども、やらなくても皆さんが使うことに影響はないのかどうかお伺いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 鈴木建設水道部長。

○建設水道部長（鈴木 進君） 河川緑地課長以下、河川とまた公園関係につきましては、国の災害査定がございまして、本日出席しておりませんので、私のほうから答弁をさせていただきます。

ご答弁をしたいと思うのですが、基本的に給排水工事につきましては、総合体育館の給排水と、あとトイレの洋式化ということで、当初5,310万円を予定しておりました。これにつきましては、長寿命化計画を立てまして、補助金を導入してやるということで、今回やらなくても特に問題は無いと思います。

以上でございます。

○委員（入野登志子君） はい、わかりました。

○委員長（岡 賢治君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） その関連なのですが、実は国体がありますので、逆なこと言うと、直るといようにみんな利用者が思っていたのです。今回直らないということなものですから、国体も控えていますので、要望で結構なのですが、早急に実行に移していただきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○委員長（岡 賢治君） 要望でよろしいですか。

○委員（大阿久岩人君） はい。

○委員長（岡 賢治君） ほかに質疑はありませんか。

長委員。

○委員（長 芳孝君） 85ページですか、先ほど道路維持費で臼久保の都賀の市道各号線舗装補修事業費280万円ということで説明ありまして、これはこの間の9月の豪雨で、ひばり野学園の上のところだと思っておりますけれども、これはとりあえずの予算なのでしょうけれども、これどれくらいま

で補修できるのかをお伺いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 坂田課長。

○都賀総合支所都市建設課長（坂田知司君） お答えします。

このT③—187号線につきましては、今、長委員のおっしゃられたそのひばり野学園のところではございません。つがの里に進入する東北自動車道の西側の側道になる道路でございます、その部分につきましては、かなり舗装のほうが悪くなっていて、その部分につきまして今回補正で増額をさせていただきまして、舗装の修繕を行うということでございます。

○委員長（岡 賢治君） 長委員。

○委員（長 芳孝君） では、ひばり野学園のほうはまた別の予算でやるというようなことでよろしいのですね。

○委員長（岡 賢治君） 坂田課長。

○都賀総合支所都市建設課長（坂田知司君） はい。ひばり野学園につきましては、災害の補助を受けまして、来週国の査定がございますが、それに対応しまして、修繕のほうを図ることで考えております。

○委員長（岡 賢治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第117号 平成27年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第117号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第5、議案第122号 平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げは省略していただいて結構であります。

村上下水道課長。

○参事兼下水道課長（村上隆一君） ただいまご上程いただきました議案第122号 平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の27ページをお開きください。平成27年度栃木市の下水道特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ219万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,220万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

初めに、歳出からご説明いたしますので、204、205ページをお開きください。1款1項1目一般管理費についてご説明いたします。右の説明欄をごらんください。受益者負担金一括納付報奨金につきましては、区画整理事業の換地処分を終了や受益者負担金徴収猶予の解除に伴い、当初の見込みを上回ったことにより補正増を行うものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、202、203ページをお開きください。1款1項1目受益者負担金につきましては、219万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。栃木地域下水道受益者負担金につきましては、財源の精査により増額するものであります。

以上で下水道特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 205ページなのですが、受益者負担金の一括納付の報奨金なのですが、これは件数にして何件ぐらいなのですか。

○委員長（岡 賢治君） 村上課長。

○参事兼下水道課長（村上隆一君） この件数につきましては、8月から11月までに納入のありました18件でございます。

○委員（大阿久岩人君） はい。

○委員長（岡 賢治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第122号 平成27年度栃木市下水道特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（岡 賢治君） 次に、日程第6、議案第123号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

牧野大平都市建設課長。

○大平総合支所都市建設課長（牧野修一君） ただいまご上程いただきました議案第123号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の31ページをお開きください。平成27年度栃木市の医療福祉モール特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ108万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ218万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

歳出からご説明いたしますので、214、215ページをお開きください。1款1項1目医療福祉モール事業費であります。補正額は108万2,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。医療福祉モール管理費につきましては、売却未了の1区画への事業者誘致に当たりまして、立地条

件を改善するため、造成段階で暫定整備いたしました排水設備を接続替える工事請負費と一般会計繰出金を増額するものであります。

続きまして、前に戻りまして、212、213ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。2款1項1目1節につきましては、右の説明欄の前年度繰越金であります。これは平成26年度決算に伴いまして、実績額を増額するものであります。

以上で医療福祉モール特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（岡 賢治君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第123号 平成27年度栃木市医療福祉モール特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岡 賢治君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（岡 賢治君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

(午前10時47分)